

世田谷山友会会則

第一章 総則

第一条 本会は世田谷山友会と称し、事務局を世田谷区内に置く。

第二条 本会は「日本勤労者山岳連盟」に加盟する。

第三条 本会は登山技術の錬磨と登山の普及発展及び会員相互の親睦、交歓を目的とする。

第四条 本会は前条の目的達成の為に、次の活動を行う。

- (一) 四季の山行及び合宿
- (二) 例会、講習会、研究会、山友祭及び会員の希望による各種行事
- (三) 会報「窓」の発行
- (四) その他、目的達成に必要な活動

第二章 会員

第五条 本会は第三条の目的達成及び第四条の活動に参加できる人をもって組織する。

- (一) 本会会員は、会員と会友に分つ。
 - a. 会員 定められた会費を納入し、会活動に積極的に参加しなければならない。
 - b. 会友 a.項に準ずるほか、本人の特別な理由により、会員になれない者で、運営委員会が認めたとする。

第六条 本会への入会及び退会は運営委員会に申し出て、その承認を求める。

第三章 機関と運営

第七章 本会は次の機関を置き運営する。

- (一) 定期総会
 - a. 本会の最高決議機関で、年一回開催する。
 - b. 総会は会長が招集し、会員の過半数以上の出席で成立し、諸事項の決定は出席人員の三分の二以上の賛成を要する。
- (二) 臨時総会
 - a. 本会は必要に応じて、臨時総会を開き、緊急案件を決議する。
 - b. 臨時総会の成立、緊急案件の決定は前文のb,項に準ずる。
- (三) 運営委員会
総会で選出された人員で構成され、次期総会までの会活動一切の審議決済を司る。
- (四) 例会

当面の会活動の計画及び報告等を行う。

第八条 本会は次の役員を置く。

(一) 会長

本会を代表し、会運営全般を総括する。

(二) 運営委員長

運営委員の互選により、会長を補佐し、会長に事故ある時はその代行をする。

(三) 運営委員

第七条(三)項の任務を行なう。

第九条 本会は次の専門部を置き、任免は運営委員会が行なう。

(一) 事務局 本会の会務全般の管理

(二) 会計 本会の財政全般の管理

(三) 装備 本会の装備全般の購入、貸出、管理

(四) 編集 会報「窓」の編集、発行、会活動の記録、保存

(五) 渉外 本会の対外的な事務活動

(六) その他必要に応じ専門部を設定できる。

第十条 役員の任期は一力年とする。ただし再任は妨げない。

第四章 会計

第十一条 本会の本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十二条 本会の経費は、入会金、会費、及び寄付金その他をもってこれに当てる。一旦納入した会費は返却しない。

第五章 山行

第十三条 運営委員会で計画され、会活動の一環として実施される山行を会山行、それ以外の山行で会員又は会友が行なう山行を個人山行とする。

第十四条 会員は会行事の計画がある場合は、会行事を優先させなくてはならない。

第十五条 本会のすべての山行は運営委員会の承認で行なわれ、無届け山行はこれを認めない。

第十六条 個人山行を行なう場合、原則として三日前までに山行計画書提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第十七条 次の各項に該当する山行を行なおうとする者は、一週間前までに山行計画書を運営委員会に提出しなければならない。

(一) 十一月一日から三月末日まで、標高千五百m以上の山岳への登山。

(二) 年間を通じての沢登り、岩登り。

第十八条 運営委員会は提出された計画を検討し、不相当と判断した場合、計画の変更又は中止を勧

告することができる。

第十九条 運営委員会の勧告を無視して行なわれた山行、または無届けで行なわれた山行については会として一切責任を負わない。

第二十条 各山行のリーダーは下山報告を、下山後すみやかに行なわなくてはならない。

第二十一条 会員以外の者が会山行への参加を希望する時は、その山行のリーダーの承認を得なくてはならない。

第二十二条 いわゆる積雪期登山、岩登り、沢登り、などの山行形態で会山行として計画された山行には、原則として会員又は会友以外の参加を認めない。

第六章 遭難対策

第二十三条 会は山行、例会などの諸活動を通じて会員の登山技術、登山知識の向上をはかり、あわせて安全登山に対する認識を高めることにより、登山活動の安全を図り遭難の防止に努めなくてはならない。

第二十四条 会は遭難が発生した場合に対応できるよう、日常的に態勢の確立に努めなくてはならない。

a, 捜索、救助活動のできる力量の養成確保

b, 都、地区連盟などの上部団体、他山岳会との関係を強化するなどの友好関係の確立。

c, 遭難対策講習会の設定などの日常活動の強化

第二十五条 会は不測の事態に備え遭難対策費を置く。遭難対策費は日本勤労者山岳連盟遭難対策基金（以後労山遭難対策基金）団体加入に支出する他、適当な金額をすみやかに支出できるように会の会計に位置付ける。

第二十六条 会員は、労山遭難対策基金に加入しなければならない。加入口数は、最低一口とする。

第二十七条 岩登り、いわゆる積雪期登山など、危険性の高い山行を行なう会員又は会友は労山遭難対策基金に十口加入しなければならない。

第二十八条 会は計画が提出され、運営委員会の承認を得た山行において会員の遭難の報告を受けた場合、もしくは下山予定日を二日以上経過しても下山報告が無く消息を断ったままである場合、対応策を協議し必要と判断した場合は遭難対策本部を設置しなくてはならない。

第二十九条 遭難対策本部は会員全員で構成され、会長がその指揮をとる。

第三十条 捜索救出活動など事故処理に要する費用は原則として当該者もしくはその家族が責任を負う。

第三十一条 遭難対策本部の運営に要する費用は、遭難対策費を用いる。

第三十二条 遭難対策本部で支出された遭難対策費は、原則として当該者が会に返還しなければならない。しかし労山遭難対策基金団体加入による支出分はその限りではない。

(付則)

第三十三条 本会会則に定められていない事項は会員及び運営委員会が会則の精神にもとずき処理することが出来る。

第三十四条 本会会則の改廃は定期総会において行なわれる。

第三十五条 本会則は1988年5月1日より効力を発する。

(一般規定)

第一項 入会は入会申込書に入会金千円をそえて、退会者は退会届を運営委員会に提出する。

第二項 次の事項に該当する会員は会から除名される。除名に当たっては運営委員会で十分に、慎重に審議し決定する。

(イ) 会の名譽を汚した者。

(ロ) 四ヶ月以上会活動に理由無く参加しなかった者。

(ハ) 四ヶ月以上会費を無断で滞納した者。

(ニ) その他、会則規定に違反したもの。

第三項 脱会者及び除名者は一切の会財産を返却しなければならない。一切の会財産の分与を請求することができない。

第四項 会運営の為に、会員は次の会費を会計に納入する。

(イ) 会費 年額三千六百円(08年度)

(ロ) 会友費 年額(未決) (08年度)

(ハ) 入会金 入会時千円

第五項 休会と再入会規定

(イ) 休会希望者はその意思を運営委員に伝える

(ロ) 休会の期限は設定しない

(ハ) 休会中の会費は発生しないもとする

(ニ) 再入会希望者はその意思を運営委員に伝える

(ホ) 再入会の場合、入会金は免除される

第六項 定期総会では次の事項を決議する。

(イ) 年次活動報告 会計決算報告

(ロ) 年次活動計画

(ハ) 次年度役員の選出

(本会則は2015年5月31日に部分改訂されたものです。)